（書類の保存）

第六十一条　法第五十条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類（非住宅部分に限る。）とする。

2　前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。）を、法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

（立入検査の証明書）

第六十二条　法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

（判定の業務の休廃止の届出）

第六十三条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第六十四条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。）は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁（以下「所轄所管行政庁」という。）に引き継ぐこと。

二　法第五十条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三　その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～五　［略］

六　組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第三十条　法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～五　［同上］

六　組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類